
* 定 款 *

(商 号) 株式会社 キャピタル・アセット・プランニング

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社キャピタル・アセット・プランニング
と称し、英文では、**Capital Asset Planning, Inc.** と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 経営コンサルタント業
2. 事業承継に関するコンサルタント業
3. 財産承継に関するコンサルタント業
4. 資金の調達運用に関する診断、指導
5. 企業の人材育成教育の受託
6. 市 場 調 査 業
7. コンピュータソフトウェアの開発販売
8. 金融商品仲介業
9. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命
保険の募集又は斡旋に関する業務
10. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業
11. 動産の賃貸並びにその仲介業
12. 損害保険会社に対する特定証券業務(証券取引法第 65 条の 2 第 11 項)
の委託の斡旋及び支援
13. 電子決済等代行業に係る業務
14. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、8,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基 準 日)

第 11 条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式

質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第18条 当社は取締役会を置く。

（取締役の員数）

第19条 当社の取締役は10名以内とする。

（取締役の選任）

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
- 4 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が代表取締役の職務を代行する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を、法令で定める限度額の範囲内で免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

- 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
- 2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

- 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

- 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

- 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

- 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法

令で定める限度額の範囲内で免除することができる。

- 2 当社は会社法第427条第1項の規定より、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会 計 監 査 人

（会計監査人の設置）

第42条 当社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第46条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

（事業年度）

第47条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

（期末配当及び基準日）

第48条 当社は、毎年9月30日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

（中間配当及び基準日）

第49条 当社は、毎年3月末日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は

登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第50条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。